

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）の一部を次のように改正する。

- (1) 本則（第7条第3項、第9条、第10条、第31条及び第40条第2項を除く。）及び附則中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。
- (2) 第7条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定（）」を「教育・保育給付認定（）」に、「支給認定を」を「教育・保育給付認定を」に改める。
- (3) 第9条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。
- (4) 第10条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。
- (5) 第31条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。
- (6) 第40条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、

「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(理 由)

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の規定整備を行うため、本案を提出する。